



宮 崎 県 公 報

平成27年 5 月25日 (月曜日) 第 2694 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正…………… (水産政策課) 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2

公 告

- 調理師試験の実施…………… (衛生管理課) 2
 - 製菓衛生師試験の実施…………… (“) 2
 - 県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 3
 - 県営土地改良事業に係る換地計画の策定…………… (“) 3
- 病院局公営企業告示**
- 指定代理納付者の指定…………… 3
 - 公金の収納の事務の委託について…………… 3
- 正 誤**
- 平成27年 4 月 6 日付け県公報 (第2681号) 中…………… 3

告 示

宮崎県告示第 356号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年 5 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人倫生会三州病	都城市花繰町 3 街区14号

院	
---	--

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年 5 月24日から平成30年 5 月23日まで

宮崎県告示第 357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成27年 5 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510600564	スマイルホーム 360	日向市東郷町山陰乙1812番地	特定非営利活動法人日向市手をつなぐ育成会	日向市北町 2 丁目 55番地 1	平成27年 4 月15日	生活介護 就労継続支援 B 型
4510600572	とうきゅう農園	日向市美々津町1203番地 1	株式会社東九	日向市美々津町1203番地 1	平成27年 5 月 1 日	就労継続支援 B 型
4510200472	山田りんどう福祉会	都城市山田町山田 3063番地 4	特定非営利活動法人山田りんどう福祉会	都城市山田町山田 3063番地 4	平成27年 5 月 1 日	生活介護

宮崎県告示第 358号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定 (平成14年宮崎県告示第 427号) の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。
なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成27年 5 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
加入区	区	域	分	加入区	区	域	分

の名称		
[略]		
庵川加入区	[略]	1 小型まき網漁業 2 小型まぐろ漁業 3・4 [略]
[略]		
都農町加入区	[略]	1 小型まぐろ漁業及び深海底はえ縄漁業(総トン数10トン以上の漁船により、深海底はえ縄を使用して行う漁業をいう。) 2 [略]
[略]		

の名称		
[略]		
庵川加入区	[略]	1 小型まき網漁業及び小型まぐろ漁業 2・3 [略]
[略]		
都農町加入区	[略]	1 小型まぐろ漁業 2 深海底はえ縄漁業(総トン数10トン以上の漁船により、深海底はえ縄を使用して行う漁業をいう。) 3 [略]
[略]		

宮崎県告示第 359号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 5 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要(メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(日南) 27-1	石那田ケイ子、古川利江子	日南市吾田東 4 丁目4097番 3、4098番 6、4105番 4 の一部、4097番 3 地先里道及び水路の一部	4.02	27.96	平成27年 5 月 7 日

公 告

調理師法(昭和33年法律第 147号)第 3 条の 2 第 1 項の規定により、平成27年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年 5 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の期日
平成27年 7 月26日(日曜日)
- 試験の場所
第 1 試験場
J A・A Z Mホール(宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1)
第 2 試験場
都城圏域地場産業振興センター(都城市都北町5225番地 1)
第 3 試験場
延岡市社会教育センター(延岡市本小路39番地 1)
- 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時30分から午後 3 時30分まで
----	------------------------

科目	食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論
----	--

- 受験願書の受付期間
平成27年 5 月25日(月曜日)から 6 月 5 日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで)
- 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 受験手数料
6,100円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 合格発表
平成27年 9 月 3 日(木曜日)とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- その他
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課(電話0985-26-7076)に問い合わせること。

製菓衛生師法(昭和41年法律第 115号)第 4 条第 1 項の規定により、平成27年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成27年 5 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の期日
平成27年 7 月26日(日曜日)
- 試験の場所
宮崎県総合保健センター(宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2)
- 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時30分から午後 3 時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技(実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか 1 つを選択)

- 受験願書の受付期間

平成27年5月25日（月曜日）から6月5日（金曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後5時まで）

5 受験願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して
知事に提出すること。

6 受験手数料

9,400円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 合格発表

平成27年9月3日（木曜日）とし、合格者の受験番号を各保健
所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管
理課（電話0985-26-7076）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、
水ヶ崎地区県営土地改良事業（ため池等整備事業（土砂崩壊防止
））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年5月25日から平成27年6月22日まで

3 縦覧場所

高千穂町役場農地整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。
）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算
して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることがで
きる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定
があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎
県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決
定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画につ
いての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起す
ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に
より、浮堀地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整
備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年5月25日から平成27年6月22日まで

3 縦覧場所

都城市役所

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対
して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日

以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決
定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮
崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該
決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87
条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決
定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に
より、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成27年5月25日

宮崎県病院局長 渡邊亮一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通2丁目5番32号

2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権

県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県
立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第6条
に規定する料金等

3 指定代理納付者による代理納付が行える期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

病院局公営企業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に
より、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の
事務を次のとおり委託した。

平成27年5月25日

宮崎県病院局長 渡邊亮一

病 院 名	委 託 先	委 託 期 間
県立宮崎病院	弁護士法人 一番町綜合法律事務所	平成27年5月1日から 平成28年3月31日まで
県立延岡病院		
県立日南病院		

正 誤

平成27年4月6日付け県公報（第2681号）中

ページ	段	行	誤	正
4	右	46	農林水産省告示第 283号	農林水産省告示第 283号で指定された 重要流域をいう。

--	--